

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律新旧対照条文

○ 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農薬の登録） 第二条（略） 2（略） 3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、<u>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。 一～六（略） 4～6（略） （申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録） 第六条の二（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、<u>センター</u>に農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果次項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。 3・4（略） （<u>センター</u>による検査） 第十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、<u>センター</u>に、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物</p>	<p>（農薬の登録） 第二条（略） 2（略） 3 農林水産大臣は、前項の申請を受けたときは、<u>独立行政法人農薬検査所</u>（以下「<u>検査所</u>」という。）に農薬の見本について検査をさせ、次条第一項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく当該農薬を登録し、かつ、次の事項を記載した登録票を交付しなければならない。 一～六（略） 4～6（略） （申請による適用病害虫の範囲等の変更の登録） 第六条の二（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、<u>検査所</u>に農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果次項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。 3・4（略） （<u>検査所</u>による検査） 第十三条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、<u>検査所</u>に、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物</p>

物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従つて第一項の集取又は立入検査を行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

4 第一項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をするセンターの職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(監督処分)

第十四条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。

4・5 (略)

(国内管理人に係る報告及び検査)

第十五条の三 (略)

2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 (略)

(外国製造農薬の登録の取消し等)

物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により検査所に集取又は立入検査を行わせる場合には、検査所に対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 検査所は、前項の指示に従つて第一項の集取又は立入検査を行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならぬ。

4 第一項の場合において、同項に掲げる者から要求があつたときは、同項の規定により集取又は立入検査をする検査所の職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

(監督処分)

第十四条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査所に農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。

4・5 (略)

(国内管理人に係る報告及び検査)

第十五条の三 (略)

2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、検査所に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 (略)

(外国製造農薬の登録の取消し等)

第十五条の五 (略)

一 (略)

二 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職員又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支払って集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

三・四 (略)

2・3 (略)

(センターに対する命令)

第十五条の六 農林水産大臣は、第二条第三項及び第六条の二第二項(これらの規定を第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の検査、第十三条の二第一項の集取及び立入検査、第十四条第三項の検査並びに第十五条の三第二項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第二十一条 第十五条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第十五条の五 (略)

一 (略)

二 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職員又は検査所に登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支払って集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

三・四 (略)

2・3 (略)

(検査所に対する命令)

第十五条の六 農林水産大臣は、第二条第三項及び第六条の二第二項(これらの規定を第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の検査、第十三条の二第一項の集取及び立入検査、第十四条第三項の検査並びに第十五条の三第二項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、検査所に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第二十一条 第十五条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした検査所の役員は、二十万円以下の過料に処する。